

(案)

べっぷの海辺にぎわい創生協議会設置規約

(目的)

第1条 防護・利用・景観に配慮して整備された「別府港海岸 餅ヶ浜地区（餅ヶ浜海浜公園）」を中心として、社会実験を通じて利活用の推進、及びその利活用を考慮した海岸管理の方法を検討するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、「べっぷの海辺にぎわい創生協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、別府市上野口町1番15号別府市役所内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 海岸利活用に関する社会実験の企画、立案、実施及び効果分析に関すること。
- (2) 海岸利活用及び海岸の適正な管理を実施するために必要なルールに関すること。
- (3) 海岸利活用を実施するための適正な管理方法に関すること。
- (4) その他、海岸の利活用、管理に対して必要な事項に関すること。

(協議会組織)

第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元住民の代表者等

(案)

- (3) 海岸利活用に関係する各種団体
 - (4) 海岸関係の行政機関
 - (5) その他、協議会の運営に必要と認める者
- 2 各会員は、協議会の委員を選任する。

(臨時委員)

第6条 特別な事項を協議・調整させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、協議会委員の中から選任する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
 - 4 副会長は第5条に規定する委員から会長が指名する。
 - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは会長の職務を代理する。
 - 6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 役員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(案)

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 公にすることにより、法人その他の団体又は個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容を議論する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議論等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される場合

(書面による決議)

第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、別府市海岸整備担当課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入を

(案)

もって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は会長が定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第5条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。